

表現の自由と社会環境保全

—当該条文と解説—

第一五条 集会・結社及び言論・出版其他一切の表現の自由は、是を保証する。但し、未成年者の健全な成長の機会を妨げる可能性を持つものについては、其の公開等について、法律で定める所に拠り、一定の制限を設ける事が出来る。

此の憲法に於いて、健全な成長とは、如何なる身体的並びに精神的な苦痛にも耐え、亦其等に打ち勝ち、且つ、必要最小限の道徳を無意識の内に実践出来る人と成る事を云う。

検閲は、未成年者の健全な成長の機会を確保する為に必要な場合にのみ、法律で定める所に拠り、是を行う事が出来る。検閲を以て、専ら成年者を購買又は視聴の対象とする表現の内容を制限する事は出来ない。

通信の秘密は、是を侵しては成らない。但し、刑事事件について、警察及び検察機関は、他の如何なる方法を用いても解決を図る事が出来ない場合に限り、法律で定める所に拠り、裁判を行う機関が発す

る令状れいじょうに基づいて、通信の内容ないようを聴取ちようしゆする事が出来る。

「必要最小限の道德」は第九条を参照の事。

第一五条の解説

〈現行憲法中の関連条文〉

ゴシック体(太字)が「問題箇所」

第二一条 集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【帝国憲法】第二九条 日本臣民は法律の範圍に於(い)て言論著作印行集会及(び)結社の自由を有す

此処こゝでは敢あえて、旧憲法の関連条文を比較史料の一環として記したが、日本は

明治中期から終戦迄まで、同憲法の前記条文を根拠として、殆ど全ての伝達手段について「検閲」が行われ、社会(共産)主義のみならず共和制の思想自体迄もが、「天皇の御心みこころに反する」思想信条として無制限に禁止され、死刑を含む重罰の対象とされて来た。

合衆国軍を中心とする「連合国軍」の人々は、多様な思想・多様な表現の存在が民主政治を営む為には必要不可欠と考えた上で「検閲の禁止」を「一切の表現の自由の保障」と併せて現行憲法に盛り込ませた訳だが、彼等かれらをしても、今日の日本社会が「性行為を生々しく描く」小説や詩歌・「結婚・夫婦を前提としない」性交教則本・更に「女の」裸体写真集」

や「性交場面付きの電影放送劇」が「子供でも買えて読めて見られ」、亦「子供の裸や死体」を描く「図画や写真」が殆ど公然と商売の手段に成る「社会に成ろうとは、想像すら出来なかつたろう。

其処で本案の第一五条では、現行憲法の第二一条・第一項を「表現の自由」の原則として同じく第一項にも引き継ぐ一方、其の第一項の但書で、更に第三項で念を押す形で、検閲を「子供（『未成年者』の別名）を護る為だけの例外的な手段」として、法律を以てのみ可能とした。其の一方、同じ第三項の後半に「専ら成人者：出来ない」と記す事で、検閲が「大人（『成年者』の別名）に拠る、大人の為だけの表現」に迄及ばない様、「釘を刺

す」効果を狙った。

大人には、自身の意に反する事も批判的に受け止め其を克服するだけの判断力が在る―但し、大人に成る迄の家庭や学校に於ける教育の内容が悪くさえ無ければ、そして本人に脳障害や痴呆（認知症）さえ無ければ―。一方、子供にはそうした判断力が未だ出来ておらず、又は今正に其を作っている段階に在る。

其の子供の時期に在って、前述した様な「快楽の対象としての性」を扱う文書・図画（含む動画・写真）・音声や、盗み・殺人・傷害や放火等の暴力を肯定・容認する其等、更に云えば「一旦死んでも生き返る」式の其等と云ったもの（電影遊戯等）を見聞する―特に父母や其に代わる

成年者が直ぐ近くに居ない状況下で―事は、人の生活そして生涯の過程を無意識の内に誤って理解する様に成る上、實際に悪事（此処では主として「性的嫌がらせ」セクシュアル、ハラスメント「ストーカー」まわりつき）或いは「援助交際」等の性的犯罪の類）を働くに至る可能性が大人の場合よりも遥かに高く、例えば子供時代の間にならぬ悪事に走らなくとも、大人に成ってから其に走る可能性が高くなる事は、想像に難くない。

子供がそうした諸々の悪事に走らない様にする為には、先ず教育―特に子が乳幼児期の家庭に於ける―の役目に係る所が大きいが、其を行い易くする為にはどうしても、周囲を取り巻く社会環境の整備が不可欠。其の事が、其の共同体に於

ける表現の担い手達全てが自主規制を行いつつ良心に基づいて表現活動に取り組む事で叶えば異論は無いが、どうしても自身に甘くなる個々の良心に任せていては結局、社会環境の保全是覚束ない。と成ると、法律で基準をあらかじめ定め木目細かく規定し―拡大解釈に因る恣意的・利己的な運用を予防する為に―且つ其を厳格に運用する事を前提として、第三者の目を通しての検査、即ち「検閲」がどうしても必要と成る―と云う結論に落ち着かざるを得なからう。

此の場合の「第三者」とは但し、国家机关や地方公共団体では無く、亦同業者間の業界団体でも無く、其の業界の人々を含めて文化そして教育の分野に精通し

た人々を構成員とし、検閲の為の法律に基づいて国家機関の認定を受けている非営利の法人（現行の法律では「公益財団法人」又は「公益社団法人」を指す。因みに、今は現行憲法の下、政府（此の場合は文部科学省）の名で行われている「教科書検定」も、本案が実際の憲法と成った際には、此の第一五条を根拠とし、且つ「民間人の参加」を含めて具体的な方法を根本から見直し、新たな法律を通した上で行われる事と成る。

未成年者の健全な成長の確保（＝子供を護る事）に必要な場合にのみ検閲を認めると云う旨を記したが、其の「健全な成長」の定義を、第二項で「如何なる…苦痛に耐え…道徳を…実践出来る様に成る事」

と明示した。人類に在って普遍の課題であるが故、時の為政者に拠る恣意的な拡大解釈を未然に防ぐ事が第一の理由だが、各々が自身の責任と判断を以て生きるには結局、心身共に「打たれ強く、我慢強く、そして逞しい」事がどうしても必要に成るからである。

尚、現行憲法では「検閲禁止」と同じ項に記されている「通信の秘密」についての規定だが、本案では後者を、検閲に関する条項とは切り離れた上で、犯罪捜査上の最終手段即ち、「他の全ての方法を尽くしてみても、どうしても解決を見ない場合の止むを得ない唯一の手段」として使う場合を其の例外として認める事とした。

お断り

「新」日本国憲法「案」の解説(原文)中には、他の図書からの「引用且つ要約」の箇所が一部、含まれております故、著作権上の問題から今の所、インターネット間 網等を通しての公開の形での全文の開示を見合せております。当分の間は条文毎に、他の図書からの引用が無いものを小出し式に開示する形を採らせて戴きます。尚、解説部分の印刷は出来ません。